

林業労働力の確保の促進に関する基本計画の変更

森林・林業をめぐる情勢の変化にあわせ「兵庫県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を変更します。

林業の現場で働く快適な労働環境づくりをめざし、林業労働力を確保します



【直近10年の主な情勢の変化】

- ・林業作業中の事故など、労働災害の件数は減少していますが、他産業と比べ、依然として災害発生率が高くなっています。(県内死傷者数 H25:46件→R4:25件)
- ・人工林資源の成熟化が進み、これまでのチェーンソーによる伐倒作業に加え、高性能林業機械による木材の搬出作業やIT機器を使った森林調査など、作業環境が変化しています。
(県内の主伐再造林面積H25:3ha→R4:31ha)
- ・エキスパート人材を養成する県立森林大学校が開校 (H29) しました。 (R5.3末まで卒業生計72人)

1 県内の林業労働に係る現状と課題

- (1) 林業労働者の若返りが進む。 (約8割が60歳未満)
- (2) 林業労働者数の減少は下げ止まり。 (約750人)
- (3) 林業の労働災害の発生率は、全産業の中で最も高い。
[令和4年「年千人率」実績 **林業23.5**、全産業2.3]
(厚生労働省「業務別死傷年千人率」)

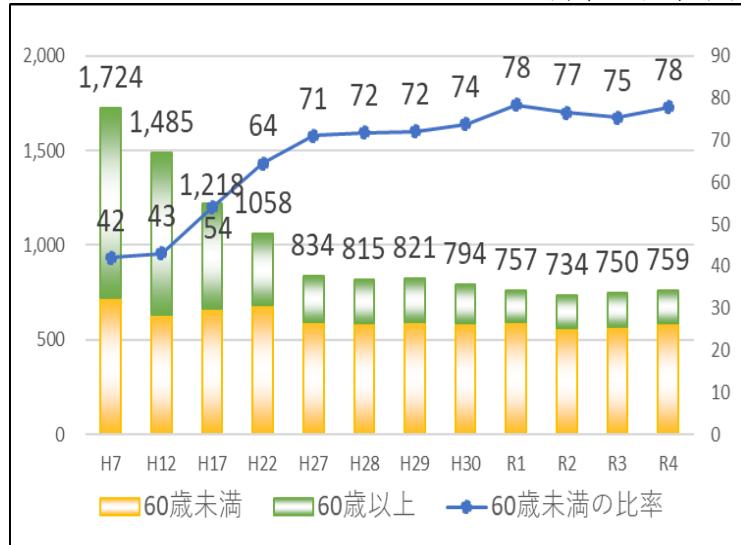
※年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数（休業4日以上）を示すもの



成熟しつつある森林資源の循環活用と、持続的な林業経営の実現に向け、新規労働者の確保・定着、技術力のある人材育成が必要

【林業労働者数と60歳未満比率の推移】

(単位：人、%)



(資料：兵庫県調べ)

2 基本計画の主な変更点

- (1) 林業事業体が行う雇用管理の改善を促進するための支援方策
 - ア 林業労働安全衛生の推進 (リスクアセスメントを通じた作業方法等の改善)
 - イ 林業労働者のキャリアに応じた技術の向上
- (2) 林業事業体の事業の合理化を促進するための方策
 - ア 林業事業体の法人化を促進 (福利厚生の充実による雇用の安定)
 - イ 再造林及び保育を担う人材の確保

基本計画の主な変更内容①

1 林業労働安全衛生の推進

- ・労働災害防止に向け、危険予知活動、指差呼称の取組など
作業現場での安全対策の定着を促進
- ・伐倒練習機を使用した林業災害防止研修の活用により、安全で確実な伐倒技術の習得を促進

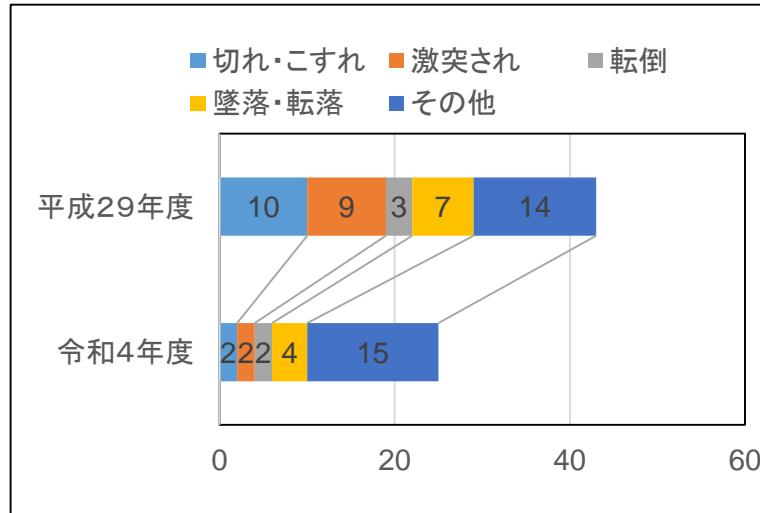


【伐倒練習機を使った伐倒技能の検証】

兵庫県の林業労働災害発生状況（兵庫労働局統計資料より）

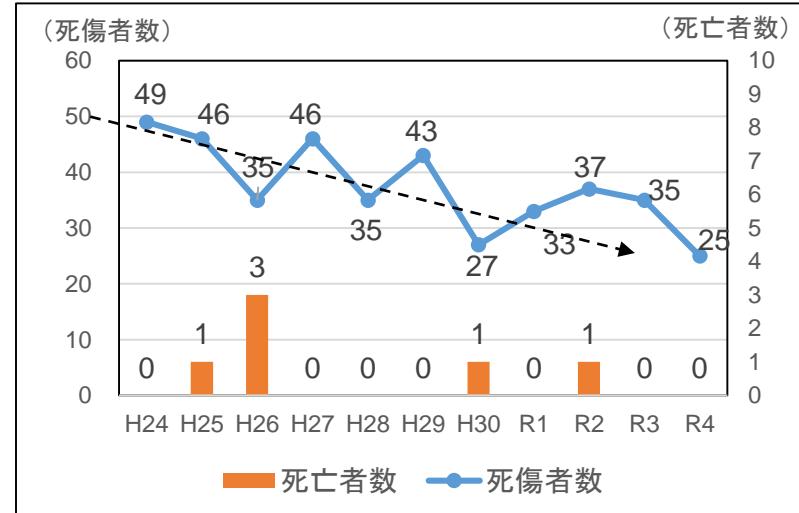
- ・防護服の着用義務化や危険予知活動の普及により、「切れ・こすれ」や「激突され」が減少
 - ・林業労働災害は減少傾向にあるが、死亡事故も発生
- ※「切れ・こすれ」はチェーンソーによる切傷や丸太との接触によるすり傷等、「激突され」は丸太や林業機械など動いている物との衝突等を指す

【林業労働災害発生原因の変化】（単位：人）



※「その他」は、熱中症、ハチ刺され、落下した木の枝に当たる等

【林業労働災害発生状況】（単位：人）



基本計画の主な変更内容②

2 林業労働者のキャリアに応じた技術の向上

- ・日本伐木チャンピオンシップ（チェーンソー競技の全国大会）への参加など、労働安全意識の強化やモチベーションの向上につながる取組を普及

【日本伐木チャンピオンシップに兵庫県からも参加】

2022年5月に青森県で開催された第4回大会に、県内からも1事業体5名が参加。県内の他の事業体も、出場に向け技術研鑽に努めるなど、安全と技術向上に対する意識改革は広がりつつある。



【全国大会に本県選手も参加】

3 林業事業体の法人化の促進

- ・労働時間など雇用管理の改善のため、個人事業主の林業事業体に対して、経営規模の拡大等により法人への転換を促進
- ・法人化に伴う社会保険制度の整備により、林業労働者の福利厚生の充実を図り、雇用の安定及び拡大を促進



【林業事業体による原木生産】

4 再造林及び保育を担う人材の確保

- ・これまで伐採作業等に従事していた林業就業者に対し、再造林に関する新たな技術（一貫施業や低密度植栽、下刈りの省力化等）を習得するOJTの実施を林業事業体に促し、人材の確保・育成を推進



【コンテナ苗の植栽】 【立木使用的防護柵】

<参考> 林業労働力の確保の促進に関する基本計画の概要

1 計画の主旨

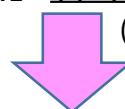
林業労働力の確保と育成を推進するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）」に基づき、事業主の雇用管理の改善及び事業の合理化のあり方、施策の方向等を定める「兵庫県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を作成

2 本計画の位置づけ

国が定める「基本方針」に基づき、県が基本計画を策定。

林業事業者は、県の基本計画にそって、労働環境改善計画を策定

【国】林業労働力の確保の促進に関する基本方針 <法第3条>

(内容) 林業の経営及び雇用の動向、林業労働力の確保の促進の基本的な方向 等


【県】林業労働力の確保の促進に関する基本計画を策定 <法第4条>

(内容) 林業の経営及び雇用の動向、林業労働力の確保の促進に関する方針 等


【林業事業体】労働環境の改善等を図るために必要な措置についての計画を策定 <法第5条>

(内容) 計画の目標、改善に必要な賃金の額及びその調達方法 等

林業事業体は計画に基づき、国の「緑の雇用」制度等を活用して、人材育成を実施

<参考 「緑の雇用」制度の支援内容>

- ①採用1～3年目の新規就労者を対象とした、林業に必要な資格が取得できる研修の受講
- ②研修受講生が使用するチェーンソー、防護服等作業用具の購入
- ③林業事業体が実施するOJT研修に関する経費